〇厚生労働省告示第九十七号

格 診療 平 -成二年 報 酬 0 算 厚 定方法 生省告示第四十一 (平成二十年厚生労働省告 号) 0 部 を次 0 示第五十九号) 表 のように改 0) 正 し、 規定に基づき、 令 和 元年 + 月 酸 素 及び 日 カン 5 窒素の価 適 用 す

る。 ただし、 同 日 前 に 使用され た酸素 0 価 格 12 0 ١ ر て は、 なお従前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

令和元年八月三十日

厚生労働大臣 根本 匠

傍 線 部 分 は 改 正 部 分

3 1 単略

改

正

後

前価分額 て購 十五 に \mathcal{O} で 応 た L \mathcal{O} 銭 た じ、それ 度、一気圧 額 日 間の 未 0) 酸 か 満 素 5 当 価 円の \mathcal{O} 令 該は だぞれ 端 未 対 和 保 数 に 満 価 元 険 の購入実績がない場該各号に定める額にれ当該各号に定める額に 数を四捨五入した類における容積(単位 系を四捨 年 \mathcal{O} 医 の端数を四気については、 九 療 機 月 三十 関の が前 捨 日 購 年 ま入のでしー Ŧī. 当 る額 入該し対 額位 のた 月 価 間酸 に に 素 日 百 当のか 八 該対ら 分保険 保価 百医 十療 てのを機 + 日 3

ところによる。 る 酸 次 分に 素 んめるでんの単価に定めて る イ 地 及域 び以 口外 にの 掲 地 げ域 る に 区所 分にす ける 応じ、 保 険 それぞれ、 イに 及お びけ

医

療 に

年は

ぞれ

素当の該

機おいれ

民について酸素

て

特

別

 \mathcal{O}

事

情

あ

る場

がな

ない場合又は第二只の額とする。ただし

に 定 及液 び 体 (2) に 酸 素 定の め単 る価 (1)及 び (2)に 掲 げ る 区 一分に に応じ、 それぞ れ

(2)(1)(1)可 円搬略 式 単 る。 液 位化 酸 リット欧素容器 ル。 $\widehat{\mathbb{L}}$ 摂 G Ċ 氏 三 十に 五 係 一度、酸 酸 素 __ 気の 圧単 に価 お け〇 る

酸容 そ素ボ ボジンれべ 定の (1)及 び (2)に 掲 げ Ś 区 分に 応

す

(1) Ľ 1 大型 三十五 (1) 及び に及び に係 度る(2)酸に素 る 酸 素 素 の気のめ単単圧単る価 に価額 価 お け〇 る 容 四 三六 積 円 と 円 す (単 رِّ چ 単 位 位 IJ IJ ツ

1

定する保険 おける単位 おける単位 して得い ボの摂氏三十五g アを乗じて得たな で 2 月 \mathcal{O} た 間の に 険 前価 分 額 日 単 略 医年に に 0 入 カュ 当 価 応 L 該は 5 強度、一気I に額の一円も 機おいれ じ、 銭 平 保 未 成 険 ぞれ それ て に 満 医 で酸素 \mathcal{O} 療 素の該 デぞれ 端数 (圧に 未満 対 機 価 て 年 関 の購入実績がない該各号に定める類れ当該各号に定める類 剱を四捨五入したタルにおける容積(単位 三月 特別 が前 \mathcal{O} に の端数を四点については、 購 年 三十 \mathcal{O} 入の 事 L 情 た 、ない場合又は第二号に規る額とする。たたし 日酸 が 捨 \otimes Ŧī. 当 ま素 日 る額 入し 額位 該 でのか とし、 対 の対ら しし、次 を た 価 間 価 額) 超 に に 百当平 五 該成 分の険 百医

る酸素の単価 イ及びロー 次号に定めるところによる。 酸素の液 に 定 める単 額価 びロ外 にの 掲 地 だばる区が 分に応じ、 険 そ医 れ療 ぞ 機 れ関 イに 及お びけ

液体酸素 定の め単 る価 額 (1)及 び (2)に 掲 げる 区 分に応じ、 そ れ ぞ

れ

(略)

(2)(1)(1)可 円搬 位化 酸 IJ 素 容器 ッ \vdash ル。 $\widehat{\mathbb{L}}$ 摂 G 氏三十二 (氏三十二) 五 係 度る、酸 酸 __ 素 気の 圧単 に価 お け〇 る •

酸 容 素 れボ びる 酸 素 \mathcal{O} (1)及 び (2)に 掲 げ る 区 分に 応

積

(1) Ľ (2) \vdash 大型ボ 摂ボぞンす (武 ボ で る 単 液 べ(1)に 十に及係 に 五係 係 度、(2) に 定 定 定 る 酸 素の 気のめ単 単圧単る価 に価額 価 お ける容が 積 円 と 円 す 単 ر خ ه 単 位 IJ IJ ツ ツ

改 正 前

イロれ十過別第す別 にた三疎措十る 援地号地置四 体が域法号笠法 す別号) 及液 第 号) げ域 域 法 笠 法 第二条 るに (2)酸 又 原 り興 は平第諸昭 に 素区所 振 位液定の分在 豪成 三島 規 興 和 島 雪十条の地 第二 め単にする価応る 化め単に 兀 振 昭 定 開 る二地二第地名現帯年三城 す +興 和 ľ 域四年 る 対 五 院の対法号、年 を別 策律に沖法美措 (1) 及そ医 びれ療定特第規縄律群置施年一(2)ぞ機に別十定振第島法地法気 にれ関 よ措五す興七のへ 域律圧 掲 کے 第に げ及お特法 離別九域和 L 七お るびけ別 て 十け 区口る豪昭 置 小 十 指 る 分に酸雪和条過法第 笠九定号容 原年さ に 定素地 三第疎 兀 応めの帯 十一地平条諸法れ第 る単と七項域成第島額価し年に自十一振 振第離条 そ て法規立四項興 百島第 指律定促年に開八の一 れ ぞ 及定第す進法規発 十地項 n びさ七る特律定特九域の

(1)(1)積 九 素積七可と円定び体 搬式液化 (単位に定め リ酸 ッ素額 卜貯 .ル。 摂 (C 氏三十に 五 係 度る、酸 酸 一素 気の 圧単 に価 お けつ る 容

(2) 酸容四 円搬 摂ボ 摂ボぞンす (式 氏ン氏ンれべる単液 位化 酸 IJ 素 ツ容ト器 $\overset{\text{i. }}{\circ}\widehat{L}$ 摂 G C 氏 三 十に 五 係 度る、酸 素 気の 圧単 に価 お け〇 る

(1)

及

び

(2)

に

掲

げ

る

区

分

12

応

(1) Ľ \vdash そ 型 れボ 三べ(1)に 十に十に及係 五係五係びる 度る度る(2)酸 酸に素 素定の 気の気のめ単 圧単圧単る価 に価に価額 お る・ 容 六 積 円 کے 単 位 IJ ツ

(2) ル小ル大 酸 素 お け三け〇 る • 容 積 五. 円 . (単る。 す る。 位 IJ

5

イロれ十過別第す別 にた三疎措十る措 援地号地置四小置 体げ域 域法号笠法 定 地域マーニ号) 大門定(2)酸区所 (2)酸区所 (2)酸区所 (2)酸区所 (2)酸区所 (2)酸区所 (2)酸区所 (2)成 (3) 法 り興 は平第諸昭 に 位液定の分在 条 豪成 島 規 興 和 島 第二地 雪十条地 する 兀 定 開 る二地二第地十保質帯年三域四 る価応 す 興和十 じ、 る特 対 五. 年奄別策十度、 (1)及 びれ 沖法美 療定特第規 代別十定 縄律群 置 (2) ぞ 振第島法地法気 にれ関 ょ 措 五す興七のへ 域律圧 り置号る特十地昭特法)離別九域和 イに 掲 と 第に げ及 お特法 離別九域和 L 七お 第二 島措号) る け て十 小十指 区 置 る 分に酸雪和条過法第笠 定号容(九 三第疎(四原年さ)十一地平条諸法れ第 に 定素地 応めの帯 じ、 す る単と七項域成第島 額価し 年に自十一 振第離条 そ 立四項興百島第 て法規 指律定促年に開八の一 ぞ 及定第す進法規発十地項 びさ七る特律定特九域の

(1)(1)及 液 化め単に 対素を対象を表現しています。 酸 •

積 八 リ酸 「ル。摂氏三十元間(CE)にな 五係 度る酸 一素 気の 圧単 に価 お け〇 る 容

(2)酸容四 選ボボンナる 単 ボ 氏 ン べ る 位 化 ご で (1) に で 化 位化 酸 IJ 素 ツ容 ト器 \widehat{L} ル 0 摂 G 氏三十に 五 係 度る酸 一素 気の 圧単 に価 お け〇 る •

(1) Ľ れボと 酸に 素 下表 定の の 当 (1)及 び (2)に 掲 げ る 区 分 に

応

卜 お けつ る • 容積二 と円 単 位 IJ ツ

十に十に及係 五係五係びる 度る度る(2)酸、酸に素 酸 気の気のめ単 圧単圧単る価 に価に価額 お け る容 \bigcirc [積と 九 円 - (単[・])する。 す 位 IJ ツ

5

(2)